

尾鷲市森林整備計画書

令和5年4月1日

自 令和5年4月1日

計画期間

至 令和15年3月31日

三重県

尾鷲市

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他間伐及び保育の基準	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備等の森林の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	13
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	17
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
4 その他必要な事項	18
第8 その他必要な事項	18
1 林業に就業する者の養成及び確保に関する事項	18
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III 森林の保護に関する事項	20
第1 鳥獣害の防止に関する事項	20
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	20
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等	20
2 鳥獣対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	20
3 林野火災の予防の方法	20
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5 その他必要な事項	21
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	21
1 保健機能森林の区域	21
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4 その他必要な事項	21
V その他森林の整備のために必要な事項	22
1 森林経営計画の作成に関する事項	22
2 生活環境の整備に関する事項	23

3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他必要な事項	24

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、紀伊半島東部に位置し、総面積 192.71 平方キロメートルで計画対象民有林面積は、14,925.81 ヘクである。

林業は古くから基幹産業として発展し、戦後における積極的な拡大造林の展開等により、林産物の生産供給を通じ地域の発展に大きく寄与してきた。

一方、森林資源の整備に必要な林道は令和 1 年度現在で延長約 112,041 m が開設され、その密度は 7.5 m/h a となっているが、目標である 9.0 m/h a には未だ至っていない状況である。また、作業道による路網整備は林業の合理的経営や、森林の集約的管理にとって基幹となる施設であり、特に間伐、保育等の森林施業を実施するうえで早急に整備する必要がある。

しかし、木材価格の低迷等から林業の採算性の低下、林業就業者の不足等、近年の林業界を取り巻く情勢は、極めて厳しい状況にある。今後、生産目標としての森林施業の基本は、従来より当地方にあった密植、多間伐による芯持ち柱角材の生産を目的とともに消費者ニーズの変化を受け、木材の付加価値を高めるため長伐期大径化にも対応する必要がある。しかも、主伐までに除間伐、枝打ち等森林の整備を計画的に進め、施業の共同化の促進、林業就業者の育成、機械化の促進、木材の流通加工施設の整備等森林経営の効率化及び加工販売体制の整備に努める必要がある。

木材の流通加工については、従来からの優良柱材を生産するとともに、消費者ニーズに対応するため、建築内装材や家具等を生産するなど製品の多様化を図る必要がある。

また、森林の造成においては生産基盤の整備を図り、適正な間伐、保育を実施し、森林資源の整備を行うとともに森林の有する公益的機能を發揮させ、環境保全にも大きく寄与することが重要になってくる。

一方、熊野古道が縦断している八鬼山周辺や白砂青松の三木里海岸を臨む名柄地区は歴史的・文化的遺産が豊富であるとともに壮大な景観を誇り、市内外の人々の憩いの場として遊歩道や東屋、公園等と一体的な森林の整備が望まれている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の目指すべき森林資源のあり方は、芯持ち柱材の生産のみならず、消費者の多様な木材需要に柔軟に弾力的に対応できるような森林経営を推進する。また、主伐、再造林や搬出間伐を推進し持続的経営が可能な林業を目指します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等

の社会情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方たは、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能 <small>かん</small>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化などの、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の發揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林経営がなされない場合には、森林経営の受託等の斡旋を行うこととする。また、路網整備を促進し、効率的な森林施業や適正な森林経営が行われるよう必要な支援を行う。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
尾鷲市全域	35年	40年	35年	35年	10年	15年

※標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

※海布丸太や足場材等の特殊生産材に係る施業の場合はこれを定めない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進に十分留意のうえ、主伐の方法、時期、伐採率、伐区について決定する。主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を以下のとおり定める。

(皆伐)

- ・主伐のうち択伐以外のもの。
- ・気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、伐採跡地が連続する場合は少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設けて適切な更新を図る。なおかつ、小流域内においては、1箇所当たりの伐採面積が 20ha を超えないものとする。

(択伐)

- ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法
- ・材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とする。

※森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

※森林の多面的機能の保全の観点から、伐採跡地が連続するこがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採区域の分割や一つの区域の植栽後に別の区域の伐採を行う等により伐採の空間的、時間的な分散に努める。

※伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

※林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓

- 流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努める。
- ※伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ※伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域を明確化する。
- ※集材に当たっては、林地の保全等を図るため、尾鷲熊野地域森林計画Ⅱ第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

造林地の野生生物による食害対策として、シカ等の個体数増加につながるような大面積の皆伐は避けるものとする。

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、尾鷲市役所水産農林課又は林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択することとする。

◇人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹
ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種や郷土樹種であれば対象とする。

（2）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ、ヒノキ、マツ その他針葉樹	疎仕立て	1,000～
	中仕立て	3,000～
	密仕立て	5,000～10,000
ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類 その他広葉樹	疎仕立て	1,000～
	中仕立て	3,000～
	密仕立て	5,000～10,000

※植栽本数を減じる場合は、1,000 本/ha を下限とする。

※疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所で植栽を基本とする。

※標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は林業普及指導員又は尾鷲市役所水産農林課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

◇複層林の植栽本数

- ・群状又は帯状伐採区にあっては、1haあたりの植栽本数は、上表に定める植栽本数とする。
- ・単木伐採区にあっては、上表の植栽本数に伐採材積と伐採前の当該森林の蓄積との比率を乗じた本数を1haあたりの植栽本数とする。
- ・ただし、林内照度や上層木の生育状況などを勘案の上、決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とする。
植栽の時期	樹種別の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採後5年を超えない時期までに調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

① 更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立していること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹
ぼう芽による 更新が可能な 樹種	ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても発生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹	10,000本／ha

イ 天然更新の補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようとする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、原則として、次のア～エに掲げる要件を全て満たす森林とする。

- ア 現況が針葉樹人工林である。
- イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）。
- ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
1 林班－ア－1 ～ 2 1 0 林班－イ－1	左記のスギ、ヒノキの人工林地とする。ただし、上記(1)ア～エに掲げる要件に基づき、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の有無、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案しつつ、植栽によらないことができる。 なお、第2の2に基づき更新が図られていない場合は、更新補助作業を行うものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10, 000本

(3) その他必要な事項

なし

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢以下では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上（最大50%まで）にすることが望ましい。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業 体系	植 栽 本数 (本/ ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕 立て ～密 仕立 て	3,000	1 5 ～	2 5 ～	3 5 ～	5 5 ～	7 5 ～	間伐率は本数で 20 ～30%以上(最大50%まで)とし、左記 の林齢を標準とし、林 分の状況に応じて適 期に行う。間伐木の選 定は林分構成の適正 化を図るよう形質不 良木等に偏ることな く行う。	
ヒノキ	中仕 立て ～密 仕立 て	3,000	1 5 ～	2 5 ～	3 5 ～	5 5 ～	7 5 ～	間伐率は本数で 20 ～30%以上(最大50%まで)とし、左記 の林齢を標準とし、林 分の状況に応じて適 期に行う。間伐木の選 定は林分構成の適正 化を図るよう形質不 良木等に偏ることな く行う。	

※ 間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上の森林において、材積率35%以内でおおむね5年以内に樹冠疎密度が10分の8に回復する伐採である。

※ 疎仕立ての場合は、生産目標とする木材の品質によって、立木の生育状況に応じた適期の間伐を行うこととする。

◇複層林における間伐の標準的な方法

下木の植栽後 5～10 年の間隔で、伐採率 年の間隔で、伐採率35%を上限として 2～3回行い、林内の相対照度（20%以上）を確保することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法は、次表のとおりとする

◇保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法	備 考
		年／回数														
下刈り	スギ	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
つる切	スギ						1									下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ							1								
除伐	スギ			1				1	1	1						造林木の成長を阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。 実施時期は8～10月頃を目安とする。
	ヒノキ				1				1							
枝打ち	スギ				1	1			1		1					スギノアカネトラカミキリの発生を予防するとともに材の完満度を高め優良材を得るために行う。実施時期は樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬期とする。
	ヒノキ						1			1	1		1			

3 その他間伐及び保育の基準

樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険であるため優勢木が適正配置されるよう劣勢木中心の間伐を進めることとする。その場合の本数間伐率は40%～50%程度とし、さらに4、5年後に40%程度の間伐を行う。

また、樹冠長率が20%近くまで低下した森林など、間伐による健全な森林への回復が困難な場合もある。このような場合には、皆伐・更新による森林の健全化を検討する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
尾鷲市全域	45年	50年	45年	45年	20年	25年

※足場材等の特殊材生産に係る施業の場合はこれを定めない。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図

るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 种				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ
尾鷲市全域	70年	80年	70年	70年	20年
					30年

※足場材等の特殊材生産に係る施業の場合はこれを定めない。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努めることとし、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林整備を実施する。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における、「水源の涵養」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	10,565.60
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における、「土地災害防止等（長伐期）」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	281.33
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における、「快適環境（長伐期）」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	67.95
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における、「保健機能（長伐期）」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	67.95
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における、「木材生産推進」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	9,565.72

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における「水源の涵養」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	10,354.04
長伐期施業を推進すべき森林 (対象森林は、機能別森林一覧表における「土地災害防止等（長伐期）」「快適環境（長伐期）」「保健機能（長伐期）」の森林とする。)	付属概要図および別添機能別森林一覧表のとおり	349.28
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、森林組合等林業事業体への長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林の経営規模を拡大することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合など林業事業体等と連携し、森林の経営の受託等に必要な情報を共有することで、施業意欲の低い森林所有者への施業委託を働きかける。

合意が得られた森林については、林業事業体の森林施業プランナーなどが取りまとめを行い、森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を目指す。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

山林境界の明確化、書面による契約

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理法に基づいて経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市が仲介役となり森林所有者から委託を受けた森林を意欲と能力のある林業経営体へつなげていく。ただし、意欲と能力のある林業経営体に再委託しない森林は、市が自ら経営や管理を行っていく。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の所有形態は小規模な零細林家が大部分を占め、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者を対象に、林業経営の計画化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るため、森林組合等と林業事業体を中心とした施業の委託、協業化、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である森林組合と林業事業体を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体などに長期的に施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、林業事業体などを中心に関係者により実施すること。

ウ 施業委託した森林所有者の一が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の施業委託者が果すべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	30m/ha 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	23m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	23m/ha 以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60[50]m/ha 以上	16m/ha 以上
	架線系作業システム	20[15]m/ha 以上	16[15]m/ha 以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の〔 〕書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）及び三重県林業専用道作設指針（平成23年3月24日環森第06-590号）の規定を踏まえて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

尾鷲熊野地域森林計画書のとおり

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び三重県森林作業道作設指針（平成23年3月24日環森第06-591号）の規定を踏まえて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する留意点

特になし

4 その他必要な事項

森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

◇森林整備に必要な施設整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
山土場				
機械の保管庫				
土捨場				

第8 その他必要な事項

1 林業に就業する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業就業者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営センスを備えた林業就業者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業就業者に対して、三重県林業労働力確保支援センターなどみえ森林・林業アカデミーが行う林業技術研修などを積極的に活用し、技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

（2）林業就業者の確保

若年層の林業へのU.I.Jターンや新規参入を促進するために、林業労働に対するイメージの向上に努める。

具体的な方策としては以下のようなことが挙げられる。

ア 林業・作業道の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努める。

イ 月給制、週休制、社会保険の充実等、現在社会において調和のとれた雇用

形態を実現する。

ウ 市内の小学校、中学校、高校の児童・生徒を対象として、林業体験学習等を実施し、森林の働きや重要性を伝え、林業への就業のきっかけをつくる。

エ 森林組合等の地域の林業事業体と連携して、林業のP Rや就業ガイダンス等への参加を行い、この地域の林業の魅力を発信する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

主伐期が到来しており伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー
		チェーンソー	チェーンソー
		プロセッサ	プロセッサ ハーベスター
		ワインチ グラップル スイングヤーダ フォワーダ	ワインチ グラップル スイングヤーダ フォワーダ タワーヤーダ
造 材		地拵え	
		下刈り	刈払機
		枝打ち	人力
木寄せ 集 材			
造 林 保育等			

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

◇林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
原木市場	矢ノ浜	36,000 m ²	1	—	—	—	—
乾燥施設	矢ノ浜	3基	2				
尾鷲ひのき プレカット工場	ニツ木屋	1,000 m ²	3	—	—	—	—
尾鷲ヒノキ 内装材加工場	矢ノ浜	1,000 m ²	4	—	—	—	—

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3及び鳥獣害防止森林区域概要図に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護の設置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリングの実施をすることとする。

イ 捕獲

被害の状況によっては、わな等による捕獲等を検討し、近隣の状況を勘案し実施することとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	1林班 ～ 210林班	14, 925. 81

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るべく旨の通知を行っていく。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

まん延の兆しがある、ナラ枯れ被害対策のため、定期的な巡視を行い、被害が発見された場合には、三重県に通報する。また、スギノアカネトラカミキリによるトビクサレ被害については、枝打ちを行うことで未然に防ぐことができるため、適切な保育管理に取り組むこととする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカの生息密度の高い地域で、人工造林や天然更新等を行う場合には、防護柵や防護チューブなどにより、稚樹などを保護する。

3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、尾鷲市火入れに関する規則を遵守し、あらかじめ消防、警察、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分は次表のとおりとする。

◇病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- (ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (イ) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (ウ) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (エ) IIIの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
尾鷲①	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・ 12・13・14	1, 113. 62
尾鷲②	15・16・17・18・19・20・21・22・ 23・24・25・26・27・28・29・30・ 31・32・33・34・35・36・37	1, 742. 26
尾鷲③	38・39・40・41・42・43・44・45・ 46・47・48・49・50・51・52・53・ 54・55・56・57・58・59・60・61・ 62・63・64・65・66・67	2, 279. 09
尾鷲④	68・69・70・71・72・73・74・75・ 76・77・78・79・80・81・82・83・ 84・85・86・87・88・89・90・91・ 92・93・94・95・96・97	2, 197. 10
尾鷲⑤	98・99・100・101・102・103・10 4・105・106・107・108・109・11 0・111・112・113・114・115・11 6	918. 26
尾鷲⑥	117・118・119・120・121・122・ 123・127・128・129・130・131・ 132・133・134・135・136・137	1, 041. 50

尾鷲⑦	138・139・140・141・142・143・ 144・145・146・147・148・149・ 150・151・152・153・154・155・ 156・192・193・194・195・196・ 197・198・199	1, 680. 06
尾鷲⑧	171・172・173・174・175・176・ 177・178・179・180・181・182・ 183・184	1, 584. 82
尾鷲⑨	157・158・159・160・161・162・ 163・164・165・166・167・168・ 169・170・185・186・187・191	1, 678. 64
尾鷲⑩	200・201・202・203・204・205・ 206・207・208・209	666. 89
計		14,902. 24

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

(3) 森林経営管理制度に基づく経営管理実施権が設定された森林の取り扱い

森林経営管理制度に基づく経営実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適正な施業を確保することが望ましいことから、実施権を得た林業経営者は、経営管理実施権配分計画公開後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

U I ターン等の定住を促進するため、山村の優れた自然環境や独自の文化について情報を提供する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林における交流・学習・体験機能の増大を図る。地域産材の機能等の分析の結果をPRすることにより、地域産材のブランドの継承を促進することとなり、地域そのものの価値を高める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林公园等での森林についての学習、森林整備等の体験を通じて、森林保全の必要性を促し、森林整備等に積極的に参加してもらうよう働きかけるとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林と海との関わりなどを啓蒙することにより森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林での様々な体験を通じた森林環境教育、森林整備への参加、といった市民の森林への要請に適切に対応することにより、健康的でゆとりのある市民生活の実現を目標とし、市民いったいとなった森林整備を進めていくものとする。

(3) 森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市内の森林において適切な森林経営や管理を促進するため、集積計画対象森林の森林所有者に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査を進めていくものとする。

7 その他必要な事項

該当なし

(1) 三重県型森林区分について

① 森林区分の方法

森林の機能面の評価に加え、人工林、天然林、林道からの距離等の評価基準とともに、森林を生産林と環境林（保全1・保全2・保存・共生）に区分する。

② 森林の区分

別紙エクセル表のとおり

③ 森林の目標と管理方針

(ア) 生産林

木材生産を優先した人工林施業を継続しつつ、森林の持つ公益的機能をあわせて発揮できる森林を目標とする。

(イ) 環境林

天然林または針広混交林に誘導するような施業を行い、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森林を目標とする。